

▶一般向け助成・支援制度

事業名	内容	問い合わせ
ふるさとづくり 人材育成事業	ふるさとづくり 人材育成事業補助金	まちづくり 政策課
	人材育成支援事業 補助金	
地域づくり活動支援補助金	町や地域にとって有効で公益性が見込まれる事業に対し補助金を交付します。(例：地域イベントの開催、地域のための奉仕活動、セミナーの開催)	

▶事業者向け助成・支援制度

事業名	内容	問い合わせ
企業振興促進 制度	設備投資補助金	観光商工課
	サテライトオフィス 設置補助金	
	宿泊業再生事業 補助金	
	家賃補助金	
	固定資産税課税免除	
	新規雇用支援事業 補助金	
中小企業振興融資制度	町内事業者の経営の合理化を促進し、経済的地位の向上と事業経営の基礎となる金融の円滑化を図ることを目的に融資の実行と保証料および利子の一部を助成します。	まちづくり 政策課
インバウンド推進事業補助金	町内で営業している観光関連事業者が、外国人観光客の受入体制の充実を図る為に行う、メニューやHPの多言語化整備などに要する経費を補助します。(費用の2分の1以内、上限10万円)	
ふるさとづくり人材育成事業 人材育成支援事業補助金	地域に貢献できる人材を育成し、町内企業の安定的な経営基盤、雇用機会の拡大を図るため、各種資格、免許の取得費用を補助しています。(例：大型自動車免許、介護職員初任者研修など)	



健康・福祉・子育て

最新の情報は
こちら➡



健康

問健康こども課 ☎482-2935(課直通)

▶こども

■各種健診(対象者には個別で連絡します)

	対 象	備 考
乳幼児健診 (福祉センター)	(偶数月) 満3歳児 (奇数月) 毎月 満1歳6か月児 満4か月児 満7か月児 満12か月児 年中児 対象児には個人通知します。	☆北大小児科医の診察があります。 ☆脱臼精密検査は4か月児健診で医師が必要とした子に実施します。 ☆3歳は尿検査や視力検査があります。
9・10か月児相談 (福祉センター)	満9か月児～満10か月児 対象児には個別に通知します。	☆偶数月に行います。 ☆歯科指導や絵本の読み聞かせがあります。
マタニティ教室 (子育て支援センター)	対象者は個別に連絡します。	☆母子手帳交付時に、日程をお知らせします。
ベビーマッサージ教室 (子育て支援センター)	対象児は個別に連絡します。	☆全3回で、1,000円の材料費などがかかります。 ☆各クール初回の1週間前までにお申し込みください。

■妊婦安心サポート事業

妊娠中で、緊急時に自力または家族の支援を得て、医療機関を受診できない方を救急車で出産予定病院に搬送する事業です。ご利用には、妊婦情報事前登録者届出書による事前登録が必要となります。町内在住の妊婦はもちろん、里帰りのために町内に滞在されている妊婦の方もご利用いただけます。詳しくは、健康こども課健康推進係までお問い合わせください。

※管外の医療機関の場合、事業を利用できない場合があります。

※町内の転居、町外への転出・里帰りをされる場合は、登録内容の変更・削除が必要となります。

■産前・産後サポート事業

妊娠、出産、育児のことを委託先の助産院にお気軽にご相談いただける事業です。本人およびご家族の方も利用できます。事業の詳細については、健康こども課健康推進係までお問い合わせください。

◆相談先 助産院 マタニティアイ ☎0154-37-2110

◆メー ル info@ma-i946.com ※すぐにお返事できないことがあります。

◆来所相談 釧路郡釧路町曙1丁目1-14 ※事前に予約を行うと、スムーズに相談ができます。



■ 産前産後ケア事業

妊娠中または出産後、ご自身の体調や子育てに対して不安やお悩みがある方を対象に、妊娠中・産後の心身の休息を図りながら、今後の育児を安心して行うことができるよう支援する事業です。ダイケア（日帰り）型、宿泊型、アウトリーチ（訪問）型を併用して利用できます（回数上限あり）。対象となる要件がありますので、詳細は健康こども課健康推進係までご相談ください。

施設	助産院マタニティアイ (釧路町) ☎0154-37-2110		町立中標津病院 ☎0153-72-8200	助産院はる (網走市) ☎090-8638-2275	イコロ助産院 (釧路市) ☎080-7736-9523
対象	産前ケア		産後ケア		
	妊娠中		産後1年未満	産後5カ月未満	産後1年未満
内容	◎お母さんの健康チェック： 血圧、体重測定、 出産・育児の相談など ◎赤ちゃんの健康チェック： 胎児エコー、 児心音確認など ☆大好評のマタニティご飯も！		◎お母さんのケア ～乳房ケア・骨盤ケア・育児相談や指導、休息など ◎赤ちゃんのケア ～発育、発達の確認・沐浴指導など		
	・ダイケア型 (ショート、ロング) ・宿泊型	・ダイケア型 (ショート、ロング) ・アウトリーチ (訪問)型 ・宿泊型	・ダイケア型 (ショート) ・宿泊型	・アウトリーチ型	・ダイケア型 (ショート、ロング) ・アウトリーチ型

■ 定期予防接種

3歳未満で接種する予防接種の予防票は乳児訪問で案内いたします。転入者で接種希望の方はご連絡ください。

予防接種名		対 象	備 考
定期予防接種	ロタウイルス（経口）	初回接種は生後2カ月～14週6日後までの間	
	B型肝炎	生後2カ月～1歳未満	
	Hib	生後2カ月～60カ月（5歳未満）	
	肺炎球菌	生後2カ月～60カ月（5歳未満）	
	四種混合（ジフテリア、破傷風、百日咳、ポリオ）	生後2カ月～90カ月（7歳半未満）	
	麻しん・風しん混合	I期：生後12カ月～24カ月未満 II期：次年度就学予定児	☆麻しん、風しんにかかった方はご連絡ください。 ☆II期については年度当初にご案内します。
	水痘（みずぼうそう）	生後12カ月～生後36カ月未満	
	日本脳炎	I期：3歳～7歳半未満 II期：9歳～13歳	3歳児健診でご案内します。3歳未満でも接種が可能ですので、希望者はご連絡ください。特例措置の年齢もあります。
	二種混合（ジフテリア、破傷風）	小学6年生	年度当初に対象者にご案内します。
	子宮頸がん	12歳～16歳未満	年度当初に対象（中学1年生）にご案内します。 積極的に勧奨しない期間が終わりましたので、特例的に通知が来る方もいます。

■ 医療機関一覧

医療機関名 (電話番号)	ロタ		B 肝	H i b	小 児 用 肺 炎 球 菌	四 種 混 合	B C G	麻 し ん・ 風 し ん	水 痘	日 本 脳 炎	二 種 混 合	子宮頸がん			予約方法等
	ロ タ リ ッ ク ス	ロ タ テ ッ ク										サ ー バ リ ッ ク ス	ガ ー ダ シ ル	シ ル ガ ー ド	
町内	摩周厚生病院 (015-482-2241)	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	1週間前に電話 (13:30～16:30) 予約 月～金 14:00
	弟子屈クリニック (015-482-2220)	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×	×	1週間前に電話予約
	美里クリニック (015-482-8888)	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	1週間前に電話予約 1歳未満は接種不可
	川湯の森病院 (015-483-3121)	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	1週間前に電話予約
釧路市	市立釧路総合病院 (0154-41-6121)	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第1～第4水 予約なし 日本脳炎、子宮頸がんは 要予約
	釧路赤十字病院 (0154-22-7171)	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	火 13:30～15:00 BCG 金 13:30～15:00 子宮頸がん 月～金 8:30～11:00 月水金 13:00～15:00
	さくま小児科 (0154-43-1177)	○ ※	×	○ ※	○ ※	○ ※	○	○	○	○ ※	○	×	○ ※	○	※は電話予約制 月～金 8:30～12:00 13:30～16:30 土 8:30～12:30
	堀口クリニック (0154-51-3827)	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	電話予約制 月火水金 13:30～14:00 BCG 水のみ
釧路町	中沢医院 (0154-51-1001)	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	電話予約制 予防接種優先時間帯 月水金 14:00～14:30 優先時間帯以外の希望は 要相談
	シロアム こどもクリニック (0154-41-5385)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	電話予約制 月～金 14:00～18:00 土 14:00
	遠矢クリニック (0154-40-5111)	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	月～土 9:00～11:30 月火水金 15:00～18:30 1週間前に電話予約
	おひさまクリニック (0154-38-0005)	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	Web事前受付(24時間可) 月火水金 9:30・14:00・ 16:30・17:00 水土 9:30 子宮頸がんは電話予約 ※曜日、来院時間で接種 できるワクチンが異なり ます。(詳細はHP要 確認)

任意接種

	予防接種名	接種場所	対 象	備 考
任意接種	インフルエンザ	弟子屈クリニック 美里クリニック	1歳～中学生まで	中学生以外は2回接種です。1回目は1,000円、2回目は500円で接種ができます。
	おたふく	摩周厚生病院 川湯の森病院	1歳～小学校就学前まで	小児科学会では2回接種をお勧めしていますが助成は1回で、無料で接種できます。

フッ素塗布

	実 施 日	場 所	受付時間	対 象	備 考
フッ素塗布	乳児健診と同日	福祉センター	9:30～9:50	(実施日に)満1歳児～就学前の子	☆母子手帳持参 ☆1人1回500円必要 ☆半年に1回塗布するとよいです。 ☆生えたばかりの歯ほど吸収されやすく、1歳くらいから塗ると効果的です。
	広報でしかがで別途お知らせします。	川湯保育園	10:00～10:20		

おとな

	実施日	場 所	受付時間	対 象	備 考
総合健診	春季に実施	跡佐登福祉の家	6:00～11:00	(特定健診は30歳以上の町民)	☆日程は広報でしかが、町公式ホームページ、チラシなどでお知らせします。 ☆申し込み必要 ☆検査項目:特定健診、胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、エキノコックス症、C型肝炎ウイルス検査、眼底検査、心電図検査 ※眼底検査、心電図検査は特定健診受診者限定です。
		美留和会館	6:00～10:30		
		福祉センター	6:00～11:00		
	秋季に実施	JA摩周湖	7:00～10:00		
		福祉センター	6:00～10:30		
		跡佐登福祉の家	6:30～10:30		
乳・子宮がん検診	夏季・冬季に実施	・福祉センター（検診車） ・釧路がん検診センター（バスの送迎もあります）		子宮がん20歳以上 乳がん40歳以上	☆日程は広報でしかが、町公式ホームページ、チラシなどでお知らせします。 ★申し込み必要 ★自己負担(助成後) 乳がん 1,000円(500円) 子宮がん 1,000円(500円) ※70～74歳の方は()内の金額。75歳以上、生活保護受給者、該当年度に40歳になる方は全て無料。 ・奇数年は奇数月(1・3・5・7・9・11月)、偶数年は偶数月(2・4・6・8・10・12月)生まれの方が助成対象です。
脳ドック健診	・40歳～74歳 ・摩周厚生病院で行う健診費用の3分の2を助成(上限2万円) ※治療状況や納税状況などにより、助成対象とならない場合があります。				
予防接種	高齢者肺炎球菌ワクチン:65歳の方を対象に、年度初めに案内を送付します。自己負担2,000円で受けられます。※自費で一度でも接種している方は助成の対象になりません。 インフルエンザワクチン:65歳以上または60～64歳で慢性高度心・腎・呼吸器不全などの方は、自己負担1,000円で受けられます。 新型コロナウイルスワクチン:65歳以上または60～64歳で慢性高度心・腎・呼吸器不全などの方が対象になります。自己負担額についてはお問い合わせください。 帯状疱疹ワクチン:50歳以上の方を対象に、1万円を上限に2回助成します。不活化ワクチンのみが対象となります。				
風しん抗体検査・風しん第5期定期接種		対象者へは個別に郵送でお知らせします。			

個別受診一覧

特定健診・各種がん検診は1年間を通じて個別に受診することもでき、個人負担金は町の検診と同じです。受診可能医療機関は次頁をご参照ください。
 「※」印箇所の健診をご希望の方は役場へ事前にご連絡ください。「※」印の無い項目は直接医療機関にお申し込みください。

検診の種類 (国保の方のみ)		特定健診	胃がん	肺がん	大腸がん	前立腺がん	(R6年は偶数月、R7年は奇数月)生まれが対象	乳がん	(R6年は偶数月、R7年は奇数月)生まれが対象	子宮頸がん	(R6年は偶数月、R7年は奇数月)生まれが対象	(年度40・45・50・55・60・65歳の女性のみのみ)	骨粗鬆症	肝炎(生涯に1度)	エキノコックス(5年に1度)	(妊婦年度40・50・60歳)	歯周疾患
医療機関	町内	摩周厚生病院 015-482-2241 (74歳まで)	○※	○※	○※	○※						○		○※	○※		
		弟子屈クリニック 015-482-2220	○※														
		川湯の森病院 015-483-3121	○※														
		高台歯科クリニック 015-482-4181															○
		富本歯科医院 015-482-1128															○
		川湯歯科診療所 015-483-3534															○
町外	釧路	釧路がん検診センター 0154-37-3370	○※	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○※40歳のみ			
		市立釧路総合病院 0154-41-6121						○	○								
		釧路赤十字病院 0154-22-7171						○	○								
		釧路孝仁会記念病院 0154-39-1222						○	○								
		釧路労災病院 0154-22-7191						○	○								
		道東勤医協釧路協立病院 0154-24-6811						○									
	帯広	足立産婦人科クリニック 0154-25-7788							○								
		釧路レディースクリニック 0154-32-1020							○								
		ひろせクリニック 0154-64-6315						○									
		町立中標津病院 0153-72-8200								○※							
	標茶	標茶町立病院 015-485-2135								○※							

歯周疾患健診

妊婦の方は母子手帳交付時に手渡し、その他の方は年度初めに無料クーポンを自宅に郵送します。案内に記載された町内歯科医院に予約が必要です。

その他

	実施日	場 所	時 間	対 象	備 考
健康相談	毎週月曜日	役場1階健康相談室	10:00～16:00	全町民	☆健康手帳のある人はご持参ください。 ☆介護や心の悩みなど、どんなことでも気軽に相談ください。 ☆母子手帳の発行も行っています。月曜日以外に来所される方は、事前にご連絡ください。 ※母子手帳発行の際に、個人番号通知カードまたは個人番号カードをご持参ください。

・赤ちゃんのこと、育児、その他介護の事や心の悩みなど、何でもご相談ください。電話相談も受け付けています。

介護保険制度は、介護を必要とする方を社会全体で支えていくことを目的として設けられた制度で、介護を必要とする方が安心して健やかに生活するために利用できるサービスが、介護サービスです。

「65歳以上の方（第1号被保険者）」と、「医療保険に加入している40歳以上64歳以下の方（第2号被保険者）」のうち、要介護認定・要支援認定の申請をし、その認定結果が要支援1・2又は要介護1～5の方」にはこの介護サービスを利用する際に必要となる介護保険被保険者証が交付されますので、大切に保管してください。

また、この介護サービスを提供するために必要な財源の一部となるのが介護保険料ですので、納付方法が普通徴収の方は納期限までに忘れずに納入してください。

▶介護サービスの利用手順

- ①申請～「介護」が必要と感じたら、役場福祉課または川湯支所で要介護認定・要支援認定の申請をしてください。この申請に必要なものは次のとおりです。
- ・「介護」を必要と認める方（本人）の介護保険被保険者証
 - ・本人の医療保険被保険者証
 - ・本人のマイナンバーカード

②認定調査～町の職員などが訪問し、本人の心身の状態などを調査します。

③審査・判定～認定調査の結果と、役場から本人の主治医に依頼して作成してもらった本人の心身の状態などが記載された意見書をもとに、本人に「介護」または「介護が必要とならないような支援（介護予防支援）」が必要かどうか、必要な場合はどの程度必要かを弟子屈町介護認定審査会が、審査・判定します。

④認定結果の通知～審査・判定の結果をもとに、本人に「介護」または「介護予防支援」が必要かどうか、必要な場合はどの程度必要かを弟子屈町長が認定し、その結果を申請した方などに通知します。なお、その認定結果が「要支援1・2」または「要介護1～5」の方には、併せて認定結果が記載された介護保険被保険者証と介護保険負担割合証が交付されます。

⑤（介護予防）ケアプランの作成～認定結果が「要介護1～5」の方は居宅介護支援事業者（その方が介護保険施設に入所した場合はその施設）にケアプランの作成を依頼します。認定結果が「要支援1・2」の方は介護予防支援事業所に介護予防ケアプランの作成を依頼します。どちらの場合も（介護予防）ケアプランの作成を依頼された事業所のケアマネジャーは本人の心身の状態や本人などの意向・希望に応じて（介護予防）ケアプランを作成します。

⑥介護サービスの利用～認定結果が「要支援1・2」または「要介護1～5」の方は作成された（介護予防）ケアプランに基づいて介護サービスを利用します。

⑦更新申請・区分変更申請～交付された介護保険被保険者証に記載された認定の有効期間が満了した後も引き続き介護サービスを利用したい場合はその有効期間が満了する前に要介護更新認定・要支援更新認定の申請をしてください。また、「必要とする介護が変わった」と感じたら要介護状態区分変更の申請をしてください。これらの申請に必要なものは①申請に必要なものと同じです。

▶利用できる介護サービス

- ・訪問介護（ホームヘルプサービス）
- ・（介護予防）訪問リハビリテーション
- ・通所介護（デイサービス）
- ・（介護予防）短期入所生活介護（ショートステイ）
- ・（介護予防）短期入所療養介護（医療型ショートステイ）
- ・（介護予防）特定施設入居者生活介護
- ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ・（介護予防）訪問看護
- ・（介護予防）居宅療養管理指導
- ・（介護予防）通所リハビリテーション（デイケア）
- ・地域密着型通所介護
- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・介護療養型医療施設 など

▶介護保険料の納入方法

- ・65歳以上の方のうち、老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の年額が18万円以上の方（一部の方を除きます。）は1年度に6回（4・6・8・10・12・2月）年金が支給される際に介護保険料が差し引かれ、その年金の保険者から弟子屈町に納入されます。これを「特別徴収」といいます。それ以外の方は1年度に5回（6・8・10・12・2月（4月以外の偶数月））納入書で弟子屈町に納入してもらいます。これを「普通徴収」といいます。
- ・医療保険に加入している40歳以上64歳以下の方は、加入している医療保険の保険料に介護保険の保険料も含まれています。

▶65歳以上の方が介護保険料を滞納した場合の給付制限

- ・介護保険料を1年以上滞納した場合は、介護サービスの利用費用の全額を、一時、利用者に全部負担してもらいます。その後、申請によって介護保険給付額を利用者に払い戻しますが、1年6ヶ月以上滞納した場合は、申請によって利用者に払い戻す介護保険給付額からその一部または全部を差し止めます。
- ・介護保険料を2年以上滞納した場合は、2年以上滞納した介護保険料を時効消滅させ、その時効消滅させた期間に応じて、通常、介護サービスの利用費用の1割、2割または3割である利用者負担を3割または4割にします。また、高額介護（予防）サービス費・高額医療合算介護（予防）サービス費・特定入所者介護（予防）サービス費は支給しません。

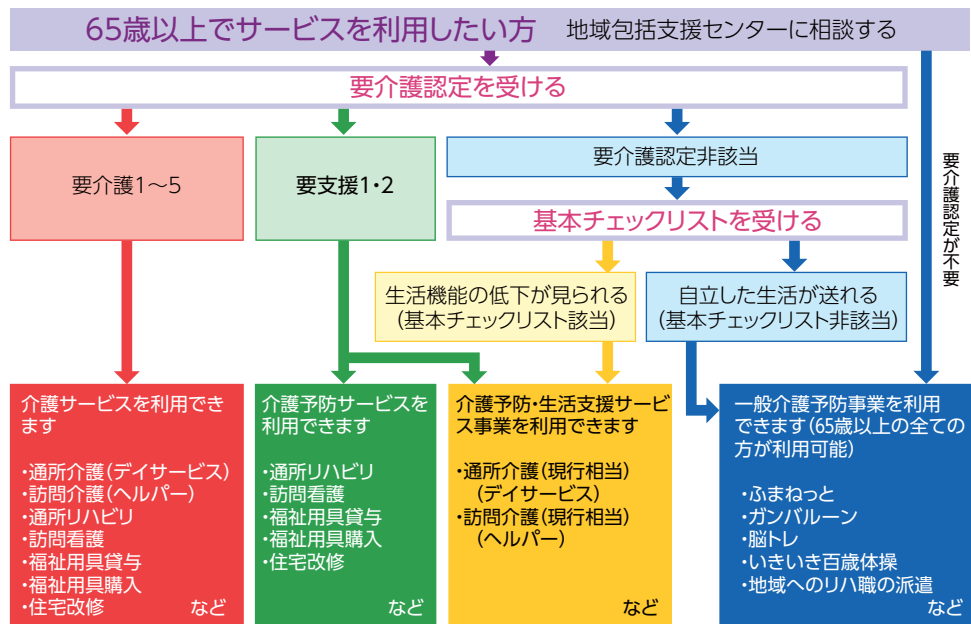
▶介護予防・日常生活支援総合事業

町では平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を開始しています。これまで介護保険のサービスであった要支援1・2の方の「介護予防訪問介護（ヘルパー）」と「介護予防通所介護（デイサービス）」を町の事業として実施しています。

■総合事業の利用手順

申請から介護（予防）サービスの利用までは「▶介護サービスの利用手順①～⑦（18ページ）」と同様です。

■利用できる総合事業



①介護予防・生活支援サービス事業

- ・訪問型サービス（介護予防訪問介護相当）
- ・通所型サービス（介護予防通所が介護相当）

②一般介護予防事業

弟子屈町内では、さまざまな介護予防サークルが開催されています。

◆ふまねっと 音楽に合わせて、マスを踏まないようにさまざまなステップをしたり、交差したりすることで楽しみながら脳を活性化させます。

◆ガンバルーン 柔らかく、軽いゴムボールを使って、ストレッチやゲームを楽しみます。

◆脳トレ 笑いを交えたゲームで楽しく脳を活性化させます。

◆菜の花会 みにデイ：月1回集まっておしゃべりや食事を楽しみます。

◆いきいき百歳体操 ビデオに合わせて、おもりの使った穏やかな筋トレを行います。

その他にも、小さな体操などさまざまなサークルがありますので、参加したい方、サークルを立ち上げたい方、ご興味のある方は、福祉課地域包括支援係へご連絡ください。

- ・ふまねっと、ガンバルーン、脳トレ、菜の花みにデイでは、サポーターやボランティアを募集しています。
- ・お住いの自治会や老人クラブで、ふまねっとやいきいき百歳体操を開催しませんか？百歳体操は気の合う仲間同士での開催もできます。



▶ 地域包括支援センター

■何でもご相談ください(総合相談)

65歳以上の皆さんやそのご家族の相談を受け、様々な制度やサービスに関する情報を提供します。

■皆さんの権利を守ります(権利擁護)

65歳以上の皆さんが安心していきいきと暮らすために、皆さんの持つ様々な権利を守ります。成年後見制度の紹介、虐待の早期発見や消費者被害などに対応します。

■認知症の方とそのご家族を支援します。

ご本人、ご家族や近隣の方などの認知症の相談に応じます。また、認知症への理解を含め、安心して地域で暮らせるよう支援します。

- 相談を受け付けています／電話、来庁、訪問やメールなど
- 認知症サポーター養成講座の開催／希望がある方はご連絡ください。

福祉

▶ 弟子屈町社会福祉協議会が実施している「在宅福祉」サービスのいろいろ

■入浴サービス【高齢者・障がい者】(無料)

家庭内において入浴の困難な寝たきり高齢者などに対し、週1回(水曜日)特養摩周の特殊浴槽を利用して入浴サービスを実施します。

■移送サービス【高齢者・障がい者】(無料)

疾病や高齢化により身体機能の低下した方で、公共交通機関などを利用して通院することが困難な方に対し、移送サービスを実施します。(対象には、一定要件を要します。)

■ひとり暮らし高齢者訪問サービス【高齢者】(無料)

安否確認や励ましが必要と思われるひとり暮らしの70歳以上の町民を対象に、ヤフルト販売員が乳酸菌飲料を持参して訪問し、安否確認や声かけなどを実施します。

■除雪サービス【高齢者・障がい者】(無料)

自宅前の通路を自力で除雪することが困難な、おおむね70歳以上の高齢者世帯および重度心身の障がい者世帯に対し除雪援助を行い、避難通路の確保を行います。(一定要件を満たす世帯)

■給食サービス【高齢者】(有料)

ひとり暮らし高齢者および高齢者夫婦世帯などで食事を作ることが困難な世帯に定期的に食事を届け、食事の確保と安否の確認を実施します。

- SOSネットワーク／徘徊などで行方不明になる可能性のある方の情報を町や警察などで共有したり、行方不明になった時に捜索したりします。
- かんたん位置情報サービス／徘徊などで行方不明になる可能性のある方の場所を、ご家族が把握できるようにGPS(衛星位置情報測定システム)端末を貸し出します(月に800円程度の利用料がかかります)
- チームオレンジ／町在宅の40歳以上の方で、認知症などで困りの方とそのご家族が対象です。訪問して相談し認知症サポート医の助言のもと支援を行います。地域包括支援センターの医療職・介護職などがチーム員として活動します。

■地域支えあい推進会議について

地域にある自然な支えあいは、介護が必要になっても住み慣れた地域に暮らし続ける力ギとなります。持続可能な支えあいとは何か、そしてそれを実現する方法を弟子屈町に住むさまざまな人たちと考える場を開き「自然な支えあいのある地域づくり」を話し合っていく会議体です。

■屋根の雪下ろし費助成事業【高齢者・障がい者】(費用の一部助成)

おおむね70歳以上の高齢者世帯または障がい者世帯で落雪などによる危険があると判断された世帯に対して、屋根の雪下ろし費用の一部助成をおこないます。(判断基準、補助上限、補助回数などの上限があります。)

☎社会福祉法人弟子屈町社会福祉協議会

中央2丁目10番25号 ☎482-1054

▶ 福祉サービスのいろいろ

■助成・給付手当などの各種制度

- 在宅福祉機器貸付
- 要介護者等家族介護用品支給
- 福祉灯油等購入の助成

▶ 暮らしを支える諸制度

- 生活保護
- 特別児童扶養手当
- 生活福祉資金の融資のあっせん

☎社会福祉法人弟子屈町社会福祉協議会 ☎482-1054

▶ 福祉の湯

65歳以上の方、障がい者、ひとり親家庭などの方は、月額150円で利用できます。また、福祉センターを利用された一般の方は1回200円で利用できます。

☎弟子屈町社会老人福祉センター ☎482-1054
(毎週月曜日休館)

☎川湯福祉の湯 ☎483-2720 (毎週火曜日休館)
(開館時間は9:00~20:00。ただし、11月1日から翌年4月30日の期間は上記休館日のほか、弟子屈町社会老人福祉センターは、毎週木曜日休み。川湯福祉の湯は、毎週金曜日休み。)

▶ 障がい者(児)福祉サービス

- 身体障がい者(児)相談(無料)
- 身体・精神・知的障がい者(児)への自立支援制度
- 緊急通報システム設置事業(通話料が有料)
- 除雪サービス(無料)※
- 入浴サービス(無料)※
- 移送サービス(無料)※

※これらのサービスのお問い合わせは、

☎社会福祉法人弟子屈町社会福祉協議会 ☎482-1054

▶ 民生委員・児童委員は、地域の相談員

町内の各地域には民生委員・児童委員がいます。民生委員・児童委員は皆さんの地域でともに生活し、住みよい地域づくりに取り組んでいます。何かお悩み事や困り事がありましたら、お気軽にご相談ください。

子育て・医療費助成

▶ 子育てを支える諸制度

- 児童手当
- 児童扶養手当
- 特別児童扶養手当
- 赤ちゃんすくすく応援券の交付(乳児期用子育て用品購入の助成のための15万円分の商品券の交付)
- 保育料などの助成(保育料および給食費の無償化)
- 母子寡婦福祉資金(就学資金・就職支度資金など)のあっせんを行っています。

▶ 高校生世代までの入院・通院医療費助成(Fureca)

高校生世代(18歳に達する年度の3月31日)までのお子さんの入院・通院にかかる医療費負担をポイント換算し、町内の取扱登録店で利用できる金券と交換します。子育て中のご家庭への経済的支援と、町内消費の活性化につなげることを目的としています。

..... Fureca交換までの流れ



■助成・給付手当等の各種制度

- 補装具・日常生活用具の給付(一部有料)
- 在宅福祉機器貸与
- 人工透析通院者への通院費の助成
- 施設入所者への帰省交通費の助成
- 在宅精神障害者通所施設等の交通費助成
- 要介護者等家族介護用品支給
- 障害児福祉手当(所得制限あり)
- 特別障害者手当(所得制限あり)
- 介護手当(要件あり)
- 自動車税・自動車取得税の軽減措置(要件あり)
- NHK放送受信料減免(要件あり)
- 福祉灯油等購入の助成
- 重度心身障害者への医療費の助成

☎健康こども課または各園 ☎482-2935(課直通)

■助成の内容

- ポイントの対象は、お子さんが医科や歯科への入院、通院または医師の処方による調剤に支払った保険分の自己負担額となり、1円=1ポイントに換算し、累積500ポイントごとに500円分の金券と交換できます(入院のベッド代、食事代、補装具や柔整などの療養費、予防接種などは対象外)。
- なお、他の医療費助成制度を受けられる場合は、助成額を控除した額となります。
- 町内の金券取扱店は金券発行時に窓口でご案内します。
- ※学校でのケガにより保険請求されているものは、本事業の対象外です。
- 令和6年8月診療分より高校生世代までの医療機関窓口における自己負担額がなくなります(保険適用分に限り)。そのため、令和6年7月分までの領収書はフレカにてポイント還元となりますので、手続きについてはお早めをお願いいたします(令和6年度末までポイント還元などの手続きは可能です)。

■ 利用の手続き

- ・初回申請時は役場窓口にて医療機関の領収書をお持ちください。
- ・申請する医療費については、1カ月ごとにまとめて窓口にお持ちください。
- ・ポイント交換できる期間は、領収書の発行から2年間です。忘れずお早めの手続きをお願いします。
- ・ポイントカードを紛失、破損などした場合は、再交付できますので申し出てください。
- ・ポイントカードの有効期間は1年間、金券の有効期限は発行日から6カ月間となりますので、ご注意ください。
- ・保護者の方が、確定申告で医療費控除を受ける場合、本事業によるポイント付与分は申告する医療費から差し引く必要がありますので、ご注意ください。

▶ 乳幼児および児童の医療費助成

就学前のお子さん（6歳に到達した年度末まで）に掛かる医療費の一部を助成します。

小学生のお子さんについては入院にかかる医療費の一部を助成します（申請が必要です）。

※保護者の所得に応じて該当・非該当などの判断をします。

令和6年8月診療分より、町に住民票のあるお子さん（18歳到達の年度末まで）の入院・通院にかかる費用を全額助成します（保険適用分に限り）。

※令和6年8月より、生計を維持する方の所得制限を廃止します。

▶ ひとり親家庭等の児童および親の医療費助成

次のいずれかに当てはまる場合には、親・子どもの入院にかかる医療費の一部を助成します。

令和6年8月診療分より、町に住民票のあるお子さん（18歳到達の年度末まで）の入院・通院にかかる費用を全額助成します（保険適用分に限り）。

■ 対象

- ・ひとり親家庭や両親の死亡・行方不明などにより、他の家庭で扶養・監護されている18歳未満の子とその親。
 - ・ひとり親家庭で扶養されている18歳未満の子とその親。（在学により子と親が同居している場合も申請すると20歳まで対象となります）
- ※主に生計を維持している人の所得に応じて該当・非該当の判断をします。



▶ 子育て家庭を応援します

図 子育て支援センター「ひなたぼっこ」 ☎482-5667
桜丘3丁目5-6（こども支援センター内）

子育て中の親子が利用できる施設です。保護者や乳幼児が集まり、育児相談・情報交換・親子で遊べる場として、気軽に利用できる場です。※日程は、毎月の広報や公共施設の掲示板でご案内しています。子育て相談も、毎週月曜日から金曜日の9:00～17:00まで行っていますのでお気軽にご利用ください。

▶ 子どもの発達のことで悩んでいたら

■ 発達、療育相談

図 こども発達支援センター「もくば」 ☎482-3093
桜丘3丁目5-6（こども支援センター内）

乳児から小学校6年生までのお子さんの発達（ことば・運動・情緒など）に心配がある場合は、そのお子さんの状況に応じ相談および療育支援を行います。

また、理学療法士（運動）心理士など関係機関の専門スタッフに発達相談をすることもできます。

▶ 保育園、認定こども園

保育園、認定こども園は、保育を必要とする乳児および幼児を日々受け入れ、保育事業を行う施設です。

認可保育園（対象年齢／0歳～5歳）

図 認定こども園ましろう ☎482-2444
泉1丁目11-1

図 町立川湯保育園 ☎486-9101
川湯温泉4丁目15-8

▶ 保育園・認定こども園就園支援事業 ▶ 特定教育・保育等利用に係る 実費徴収補足給付事業

保育園と認定こども園の保育料・給食費の無償化（令和4年4月より）により、経済的負担軽減の支援を行います。また、市町村民税が非課税の低所得世帯に対し、各園が独自に徴収する、通園バスや物品購入に係る費用の補足給付を行います。

対象となるお子さんがいらっしゃる世帯には、保育園・認定こども園を通じてお知らせします。

▶ 子どもたちの健全育成のために

■ 放課後児童クラブ

町では、昼間就業などで自宅に保護者のいない家庭の小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し健全に育成する「放課後児童健全育成事業」（放課後児童クラブ）を町内の下記施設で行っています。

- ・にこにこクラブ（弟子屈小学校内）
- ・わんぱくクラブ（川湯小学校内）

利用を希望される方は各施設の放課後児童支援員または、**図 役場健康こども課 ☎482-2935（課直通）**までお問い合わせください。



教育・文化・スポーツ

最新の情報は
こちら➡



小・中学校と高校

図 教育委員会管理課 ☎482-2945（課直通）

▶ 小学校

図 弟子屈小学校 ☎482-2044 中央2丁目1-1
川湯小学校 ☎483-2041 川湯温泉4丁目15-10
和琴小学校 ☎484-2061 字屈斜路260番地1
美留和小学校 ☎482-1097 字美留和82番地1

▶ 中学校

図 弟子屈中学校 ☎482-2071 美里1丁目3-1
川湯中学校 ☎483-2337 川湯温泉7丁目3-11

■ 児童生徒の転入・転出手続き（小中学校の転校）について

① 弟子屈町内で転校する場合

在学証明書・教科書給与証明書（前の学校のもの）をもらって、環境生活課の窓口で転居手続きを済ませてから、教育委員会管理課学校教育係にお越しください。

② 町外から弟子屈町に転校する場合

環境生活課の窓口で転入手続きを済ませてから、以前の学校からもらった在学証明書・教科書給与証明書を持参して、教育委員会管理課学校教育係にお越しください。

③ 弟子屈町から町外に転校する場合

在学証明書・教科書給与証明書を在学していた学校からもらい、環境生活課の窓口で転出手続きを済ませてから、転校先の教育委員会へ提出してください。

■ 就学援助について

教育委員会では、経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者の方、および特別支援学級に入級されている児童生徒の保護者の方に対し、修学旅行費、学用品費などの援助を行っています。

図 教育委員会管理課学校教育係 ☎482-2945（課直通）
へお問い合わせください。

▶ 高校

図 北海道弟子屈高等学校（全日制 普通科） ☎482-2237 高米3丁目3-20

▶ 大学・大学院・看護師等養成機関

■ 医師、看護師等修学資金貸付事業について

医師、歯科医師、看護師、准看護師、保健師および、介護福祉士などを養成して将来町内の医療機関および、福祉施設に勤務しようとする方に対して修学資金の貸付をしています。

図 健康こども課 ☎482-2935（課直通）へお問い合わせください。

■ 奨学金について

大学・短期大学・各種専門学校・高等専門学校および高等学校に在学中（4月入学を含む）の学生、生徒のうち、経済的事項のある方に、学費の一部を奨学金として貸与しています。卒業後は、15年以内に返還していただきます。

■ 奨学金返還支援

令和6年度から奨学金返還支援を始めます。弟子屈町に1年以上在住し、町や日本学生支援機構などの奨学金を返還中の方に返還金の全部または一部を翌年に補助します。

■ 交通遺児奨学資金について

交通事故により遺児となった子どもを扶養している保護者に対し、遺児の育英と保護者の経済負担の軽減を図るため、交通遺児就学資金を支給します。

図 教育委員会管理課総務係 ☎482-2945（課直通）へお問い合わせください。

